

議案第 2 1 号

三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中第1号アを次のように改める。

ア 新設の場合 事業所の敷地面積が第2条第1項第1号アは100平方メートル以上であること。第2条第1項第1号イは卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。

第4条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 投下固定資産の総額が第2条第1項第1号アは1千万円以上、第2条第1項第1号イは3千万円以上であること。
- (3) 常用雇用者を第2条第1項第1号アは1人以上、第2条第1項第1号イは2人以上雇用していること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

三宅町商業施設等立地促進条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2)～(10) (略) (奨励措置) 第3条 (略) (奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条 (略) (1) その者が新設等をする事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。 ア 新設の場合 事業所の敷地面積が第2条第1項第1号アは100平方メートル以上であること。第2条第1項第1号イは卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。 イ (略) (2) 投下固定資産の総額が第2条第1項第1号アは1千万円以上、第2条第1項第1号イは3千万円以上であること。 (3) 常用雇用者を第2条第1項第1号アは1人以上、第2条第1項第1号イは2人以上雇用していること。 (4)～(5) (略) 2 (略)	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 特定区域 前号アに定める区域内で町道三宅2号線（結崎第7号踏切から伴堂東交差点区間）からおおむね100m以内の区域をいう。 (3)～(11) (略) (奨励措置) 第3条 (略) (奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条 (略) (1) その者が新設等をする事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。 ア 新設の場合 事業所の敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、100平方メートル以上であること。 イ (略) (2) 投下固定資産の総額が3千万円以上であること。ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、1千万円以上であること。 (3) 常用雇用者を2人以上雇用していること。ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、1人以上雇用していること。 (4)～(5) (略) 2 (略)